

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立船木中学校ひびき分校
新居浜市立船木小学校わかば分教室
愛媛県立えひめ学園

1 【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校・学園の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、学園、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 【学校が設置する組織】

学園・校内いじめ防止委員会

(えひめ学園) 園長・支援課長・総務課長・担当係長
(ひびき分校) 教頭・教務主任

〈開催〉

隔週開催（役職会と兼ねる）

〈活動〉

- 未然防止に向けた取組
- 早期発見・早期対応の取組
- 指導体制の確立
- 対応方法の決定
- 年間計画の策定と見直し
- 取組評価アンケートの実施と考察

重大事態等への対処のための組織

学園・校内いじめ防止委員会・心理療法担当・校長・生徒指導主事
女性子ども支援センター・前在籍校担当者・警察関係者・教育委員会担当者
※ 必要に応じて外部専門家等を加える

3 【未然防止のための取組】

- 「いじめを許さない学園・学校」としての組織的な取組
- 分かる授業による確かな学力の定着と向上
- 道徳教育及び体育活動・体験活動等の充実による豊かな情操と道徳心の涵養
- ボイスシャワーによる自己有用感と充実感ある生活づくり
- 生徒がお互いを認め合う活動への支援
- 関係諸機関等との連携
- いじめ発生時の対応を周知することによるいじめの加害行為の抑止

4 【早期発見のための措置】

- いじめ調査等の定期的な実施
 - ・ 毎月の絆アンケートの実施
 - ・ 毎学期のいじめアンケートの実施
- いじめ相談体制の整備
 - ・ 学級担任による日記指導
 - ・ 聞き取り調査
 - ・ えひめ学園心理療法担当による面談
 - ・ 寮でのふりかえりへの参加
 - ・ 寮訪問
- 生徒理解の深化と教師の感性・力量の向上
 - ・ 情報の共有
 - ・ 資料の整備
 - ・ 研修の充実
- インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - ・ 情報モラル研修会等の実施

5 【いじめに対する措置・対応】 ※重大事態を含む

- 速やかな事実の有無の確認
- いじめ防止委員会
- 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒への指導とその保護者への助言
(保護者への指導・助言は学園担当を通して実施する)
- 被害生徒・保護者との面談の実施と心身のケアの継続
(保護者との面談は学園やケアは担当を通して実施する)
- 被害生徒の安全・安心を確保するための対策 (別室登校等)
- 加害生徒に対して懲戒を加えるなどの適切な対処
- 市教育委員会及び警察署等との連携による犯罪行為の対処

※重大事態への対処

- ・ 重大事態であると判断した場合、教育委員会に重大事態の発生を報告
- ・ 教育委員会の指導・助言のもと、学校に調査組織を設置
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報開示
- ・ 教育委員会への調査結果の報告
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置・対応の実施